

## 糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	平成30年10月31日(水) 午前9時30分から午前11時00分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】  出席委員：1番藤田一義委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番原直治委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番土沢一男委員、14番伊藤昭一委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、19番樋口佐登子委員  欠席委員：7番加藤久雄委員、18番上原スミ子委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席14名、欠席4名)】  出席委員：1番伊藤力委員、2番渡邊逸郎委員、5番岩崎源一委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、10番加藤政人委員、11番中村成義委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番小池憲夫委員、15番日馬吉雄委員、17番小竹堅吾委員、18番白澤実委員  欠席委員：3番原安義委員、4番恩田實委員、9番山岸寛幸委員、16番山崎順一委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席31名)</p>
出席職員	池田農業委員会事務局長、舟本同次長、木島同係長、伊藤同主査、小林同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	16番 委員
	17番 委員

## 会議に付した事件並びに審議事項

### 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

### 日程第2 報告事項

報告第1号 農地の休耕及び増反届けについて

No.17 1件

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

No.46 1件

報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届けについて

No.809～No.813 5件

### 日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

No.3021～No.3024 4件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

No.4003～No.4004 2件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

No.5028～No.5033 6件

議 第4号 農用地利用集積計画案について

No.213～No.269 57件

議 第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について

No.33～No.39 7件

議 第6号 農地転用に係る権限の委譲について

### 日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

・報酬の上乗せ条例について

・営農状況意向調査について

## 会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。                      それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は7番加藤久雄委員、18番上原スミ子委員の2名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。                      なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。</p> <p><b>日程第1＝議事録署名委員の指名について</b></p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。                      私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。                      〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名させていただきます。議事録署名委員には、16番川合委員及び17番川内委員を指名いたします。</p> <p><b>日程第2＝報告事項</b></p> <p><b>&lt;報告第1号 農地の休耕及び増反届について&gt;</b></p>
議長 木島係長	<p>報告第1号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。                      説明いたします。1頁をご覧ください。                      17番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆660㎡について、耕作に不便なため、休耕するものです。                      以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。                      〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><b>&lt;報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について&gt;</b></p>

議長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。
木島係長	説明いたします。2頁をご覧ください。 46番下早川地区の件ですが、東海地内の1筆690㎡について、他の方に貸し付けるため解約するものです。
議長	以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思えます。
議長	<b>&lt;報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について&gt;</b> 報告第3号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。
木島係長	説明いたします。3頁をご覧ください。 809番から812番の西海地区の件ですが、関連がありますので合わせて説明します。809番、御前山地内の1筆528㎡、810番は御前山地内の1筆4,548㎡、811番は御前山地内の1筆125㎡、812番は御前山地内の1筆644㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、市道市野々御前山線沿いの場所です。昨年の台風災害により被災した海川の復旧工事で発生した土砂を利用して、隣接する農地と高さを合わせ、農地としての利便性を図りたいものです。
議長	813番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,593㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道大野山道線沿いの場所です。農地の排水性の向上を図るため嵩上げしたいものです。
福田委員	以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 809番から812番の細かい田んぼがありますが、下の方のほ場の影響は大丈夫でしょうか。
木島係長 松澤委員	ほとんど平らな場所で急こう配ではありません。 農業委員の立場で報告させていただきます。この地域は集落はありません。農地になっていますが、遊休農地です。今埋めるところは低いの

	<p>でそこを埋めて高さを調整すれば、利用できる可能性があるのではないかと県の方では考えているみたいです。</p> <p>当初周りの田んぼを全部あげて平均にするイメージだったのですが、結局低いところだけ埋めて将来的に有効利用できることを地主さんと考えているのではないかと判断するので、問題ないのではないかと考えています</p>
渡辺委員	<p>事業自体は問題ないのですが、811番の面積が125㎡で面積が少ないようですが合っていますか。</p>
木島係長	<p>現地は倍以上ありますが、登記簿の面積で申請を受け付けしております。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認したいと思います。</p>
	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p><b>日程第3＝付議事項</b></p>
	<p><b>&lt;議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について&gt;</b></p>
議長	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。4頁をご覧ください。</p>
	<p>3021番下早川地区の件ですが、堀切地内の1筆1,299㎡について売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は農道四石田付近の場所です。譲渡人は、耕作が困難なため、近くに居住する譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>

3022 番上早川地区の件ですが、坪野地内の1筆 292 m<sup>2</sup>について、贈与による所有権移転です。地図のNo.4をご覧ください。申請地は市道坪野川原線付近の場所です。譲渡人は、耕作が困難なため、現在耕作を依頼している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、上早川地区の20 a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

3023 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆 405 m<sup>2</sup>について、売買による所有権移転です。地図のNo.5をご覧ください。申請地は国道148号沿いの場所です。譲渡人は、高齢で耕作が困難なため、耕作を希望する申請地の隣地の譲受人へ譲り渡したいものです。譲受人について、現在所有農地がないということで関連といたしまして、11 ページの農地利用集積計画案をご覧ください。番号229 番根知地区で譲受人が和泉の譲渡人から上野の一筆を借り受けることになっております。実際譲渡人のところで、譲受人が5年ほど勤めております。今後一部を借り受けして、譲渡人に継承者がいないので、譲受人へ譲り渡していくという考えということで、今回、譲受人に一部貸し出して、自作の営農を始めていきたいとのことで、併せて上程する形となっております。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、大野地区の20 a 超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号(信託)、第6号(転貸)については、該当なしで問題ないと見込まれます。

伊藤委員さん補足があれば、お願いします。

譲受人は根知の山口出身なので根知には詳しい方です。次男で、これから農業をしたい希望で、譲渡人の後を継いでやっていきたいと、お話を受け賜っています。譲渡人のところで5~6年春から秋までお手伝いをして、農業を一生懸命やっておられる方です。新たな担い手としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長  
伊藤委員

伊藤主査	<p>3024 番木浦地区の件ですが、木浦地内の2筆 132 m<sup>2</sup>について、売買による所有権移転です。地図のNo.6をご覧ください。申請地は市道水込線沿いの場所です。譲渡人は、県外に居住し耕作が困難なため、現在耕作を依頼している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事者の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、木浦地区の10a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>&lt;議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について&gt; 議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、2件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、加藤推進委員の案件を先に審議しますので、加藤推進委員、退席をお願いします。</p>
議長	<p>〔加藤推進委員退室〕</p>
伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。 説明いたします。5頁をご覧ください。 4004 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆 218 m<sup>2</sup>について、駐車場敷地のため転用したいものです。地図のNo.8をご覧ください。申請地は、県道上町屋釜沢糸魚川線沿いの場所です。申請人は、自家用車が増え、冬場、雪で駐車スペースの確保が困難なため、県道拡幅に併せ申請地を埋め立て、駐車場としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(a)（住宅などが連たんしている区域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件</p>

議長	<p>への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。      以上で、説明を終わります。ご審議願います。      只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。      〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。      〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。      〔加藤推進委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。      説明いたします。5頁をご覧ください。      4003番糸魚川地区の件ですが、寺島2丁目地内の1筆567㎡について、共同住宅敷地のため転用したいものです。地図のNo.7をご覧ください。申請地は、市道大黒7号線沿いの場所です。申請人は、土地有効活用を考え、共同住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(7)-b-(c)（都市計画法の用途地域、準工業地域である。）に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。      只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。      〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。      〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 小林主査	<p><b>&lt;議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について&gt;</b>      議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。      説明いたします。6頁をご覧ください。      5028番糸魚川地区の件ですが、南押上1丁目地内の2筆503㎡について、駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.9をご覧ください。申請地は、市道西南寺町境道2号線沿いの場所です。譲</p>

受人は、こどもクリニックを開業したが、来院用駐車場が不足してきたため、申請地を譲り受け、駐車場敷地としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5029 番糸魚川地区の件ですが、東寺町1丁目地内の1筆449㎡について、店舗併用住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.10をご覧ください。申請地は、県道西中糸魚川線沿いの場所です。譲受人は、現在寺町地内で菓子製造販売業を営んでいるが、商業地として発展している申請地を譲り受け、店舗併用住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5030 番糸魚川地区の件ですが、一の宮4丁目地内の1筆383㎡について、住宅敷地のための、20年間の使用貸借権設定です。地図のNo.11をご覧ください。申請地は、市道尾花線沿いの場所です。譲受人は、住宅の老朽化に伴い、父の所有する申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種中高層住居専用地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5031 番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の3筆364㎡について、宅地造成のための、永年の使用貸借権設定です。地図のNo.12をご覧ください。申請地は、市道東田線の北側の場所です。譲受人は、新幹線用地として分断され耕作放棄地となった申請地を譲り受け、宅地造成を行い分譲したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。

5032 番糸魚川地区の件ですが、上刈1丁目地内の2筆262㎡について、住宅敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.13をご

	<p>覧ください。申請地は、市道東田線沿いの場所です。譲受人は、アパート住まいであるが、子どもの成長もあり、また近隣には実家もあることから、申請地を譲り受け、住宅を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5033 番糸魚川地区の件ですが、南寺島2丁目地内の9筆4,515㎡について、工場敷地、社員寮及び駐車場敷地のための、売買による所有権移転です。地図のNo.14をご覧ください。申請地は、市道狐島線沿いの場所です。譲受人は、現在の工場の老朽化に伴い、申請地を譲り受け、工場及び社員寮を建築したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第一種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
<p>議長 渡辺委員 小林主査</p>	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 5033 番の譲受人はどのような会社ですか。 現在須沢に工場があり、以前の〇〇の親会社となります。 電子部品の精密機器を作っています。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>&lt;議第4号 農用地利用集積計画案について&gt;</b> 議第4号 農用地利用集積計画案について、57件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、原委員の案件を先に審議しますので、原委員、退席をお願いします。 〔原委員退室〕</p>

議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>215 番上早川地区の件ですが、大平地内の2筆5,482㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔原委員入室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>それでは、残りの案件の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>213 番上早川地区の件ですが、越地内の4筆2,441㎡について、更新するものです。</p> <p>214 番上早川地区の件ですが、土塩地内の2筆2,812㎡について、更新するものです。</p> <p>216 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆2,018㎡について、更新するものです。</p> <p>217 番上早川地区の件ですが、砂場地内の2筆1,956㎡について、更新するものです。</p> <p>218 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆4,039㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。</p> <p>219 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆2,058㎡について、更新するものです。</p> <p>220 番大野地区の件ですが、大野地内の4筆818.26㎡について、更新するものです。</p> <p>221 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆442㎡について、更新するものです。</p> <p>222 番大野地区の件ですが、大野地内の5筆875㎡について、更新するものです。</p> <p>223 番大野地区の件ですが、大野地内の9筆2,676㎡について、更新するものです。</p> <p>224 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆967㎡について、更新</p>

するものです。

225 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,836㎡について、更新するものです。

226 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,024㎡について、更新するものです。

227 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,987㎡について、更新するものです。

228 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,802㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

229 番根知地区の件ですが、上野地内の1筆1,694㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

230 番糸魚川地区の件ですが、南押上3丁目地内の2筆978㎡について、更新するものです。

231 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の4筆10,704㎡について、更新するものです。

232 番能生谷地区の件ですが、鶉石地内の2筆3,794㎡について、更新するものです。

233 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆448㎡について、更新するものです。

234 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆9,436㎡について、更新するものです。

235 番能生谷地区の件ですが、小見地内の4筆3,827㎡について、更新するものです。

236 番能生谷地区の件ですが、小見地内の2筆3,395㎡について、更新するものです。

237 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,983㎡について、更新するものです。

238 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆523㎡について、更新するものです。

239 番能生谷地区の件ですが、槇地内の2筆2,244㎡について、更新するものです。

240 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆2,389㎡について、更新するものです。

241 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の6筆719㎡について、借り受けて規模拡大を図るものです。

242 番上早川地区の件ですが、大平地内の6筆12,172㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

243 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,716㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

244 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,715㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

245 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆6,143㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

247 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,087㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

248 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,828㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

249 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆3,046㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

250 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,617㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

251 番大和川地区の件ですが、大和川地内の4筆7,452㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

252 番大和川地区の件ですが、大和川地内の13筆6,491㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

253 番大和川地区の件ですが、大和川地内の5筆8,016㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

254 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆662㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

255 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,202㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

256 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆760㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

257 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆4,175㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

258 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,155㎡について、

農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

259 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆347㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

260 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆2,852㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

261 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,178㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

262 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,714㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

263 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆455㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

264 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆1,321㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

265 番大和川地区の件ですが、大和川地内の1筆3,228㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

266 番大和川地区の件ですが、大和川地内の2筆3,130㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

267 番大和川地区の件ですが、大和川地内の3筆13,428㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

268 番大和川地区の件ですが、厚田地内の6筆5,042㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

269 番根知地区の件ですが、上野地内の3筆5,202㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で、説明を終わります。ご審議願います。

只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。

231 番 年齢のミスプリントの修正をお願いします。

承知しました。

大和川ほ場整備後は、個人で耕作は行いますか。

今回基盤整備に伴って担い手を5人に絞って団地化して集約する形で大和川地域で取り組みます。地主さんは中間管理機構を通す形です。

現在も地主さんは耕作しておらず、担い手が耕作を行っているので

議長  
荻野委員  
伊藤主査  
松澤委員  
園田委員

岩崎委員 園田委員	<p>基本的には変わらないと思います。</p> <p>246番所有者が先月亡くなっています。申請できますか。</p> <p>お孫さんのお嫁さんが農業委員会と話をしていると聞いています。名義だけ変更していないのではないのでしょうか。</p>
木島係長 岩崎委員 伊藤主査	<p>受付した段階では所有者でしたので、議案には載せてあります。承認はできますか。</p> <p>議案の日までに死亡確認となりますので、申請は取り下げて、再度、申請となります。</p>
議長	<p>246番の案件ですが、個人の集積協力金がなければ、地域集積協力金の方は12月現在利用権設定がなされれば大丈夫だと思うので、個人の部分があるのかを確認します。</p> <p>大和川のは場整備地内は中間管理事業の交付金対象で、上がってきているので、今回該当しないか確認いたします。</p>
議長	<p>前年度耕作していないので、個人の方は該当しないと思われます。</p> <p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><b>&lt;議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について&gt;</b></p> <p>議第5号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、7件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、園田委員の案件を先に審議しますので、園田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔園田委員退室〕</p>
議長 伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。21頁をご覧ください。</p> <p>34番大和川地区の件ですが、大和川地内の21筆38,652㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔園田委員入室〕</p> <p>次に加藤推進委員の案件を審議します。加藤推進委員、退席をお願いします。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔加藤推進委員退室〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。23 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>39 番根知地区の件ですが、上野地内の 3 筆 5, 202 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 伊藤主査	<p>〔加藤推進委員入室〕</p> <p>それでは、残りの案件の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。21 頁をご覧ください。</p>
議長	<p>33 番上早川地区の件ですが、大平地内の 6 筆 12, 172 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>35 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 22 筆 18, 836 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>36 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 4 筆 8, 802 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>37 番大和川地区の件ですが、厚田地内の 6 筆 5, 042 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>38 番大和川地区の件ですが、大和川地内の 3 筆 13, 428 m<sup>2</sup>について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p>
議長	<p>計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。</p>

議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木島係長	<p><b>&lt;議第6号 農地転用に係る権限の移譲について&gt;</b> 議第6号農地転用許可に係る権限の移譲について、説明を求めます。説明いたします。24頁をご覧ください。</p>
議長 小池委員 木島係長	<p>新潟県知事の権限に属する農地法関係事務のうち、転用面積2haを超え4ha以下の農地転用許可権限について、新潟県から移譲を受けたいというものです。現行の権限区分は、2ha以下の農地について農業委員会長名で許可をしています。この度2haを超え4ha以下の権限について、8月の総会で県の方から説明をしていただきました。その中で2haを超え4ha以下の案件も県として技術的な判断や、審査のチェックの仕方などのアドバイスをしていくとお話を頂いております。又、2ha以下の権限移譲は、H25年から権限移譲を受けて審査をしています。2haを超え4ha以下の案件は10年に一度くらいで案件が少ないということ、許可基準は面積に関わらず、一律に審査しなければならないことなど、先月農業委員の皆さんにお話をさせていただき、権限移譲に前向きなご意見を頂きました。今回権限の移譲を受ける方向で議案として提案させて頂きました。ご審議願います。</p>
議長 小池委員 木島係長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 村上市等受けていない理由を教えてください。 それぞれの市町村で事情があると推察しますが、県の方でも各市町村へ出向いて説明をしております。順次4ha以下に権限移譲をしていくと聞いております。情報として、柏崎市、佐渡市が来年から受ける方向で県は把握しているとのこと。</p>
小池委員 木島係長	<p>新潟市、長岡市は4ha以上も市で協議ができるということですか。 新潟市と長岡市は、市町村が許可できる指定を受けているので、4ha以上でも許可ができることになっています。但し国との協議が必</p>

<p>小池委員 木島係長 議長</p>	<p>要です。 糸魚川市はその認定は受けられますか。 条件に該当する市町村が、受けられることになっております。 他にご質問・ご意見はございませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。 続いて日程第4のその他に入ります。</p>
<p>木島係長</p>	<p><b>日程第4＝その他</b></p> <p><b>ア 次期農業委員会の日程について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11/30(金) 午前9時30分～ 201・202 会議室</li> </ul> <p><b>イ その他</b></p>
<p>木島係長</p>	<p>報酬条例の改正について</p> <p>国において、農地等利用最適化の推進を強化することを目的に、農業委員、推進委員さんの基本的な報酬に上乗せで支払う農地利用最適化交付金が創設されました。 報酬については、交付金を財源として、基本報酬に上乗せで支給できるものです。現在協議中で、12月の議会に上程をする準備を進めています。農業委員、推進委員さんの活動による交付になりますので、活動日数に応じた支払いという形を考えています。報酬条例の改正が進めば、支払いについての規則を定めていく準備を進めていきます。農業委員、推進委員のみなさんからは、活動記録簿の正確な記入をして頂きたいと思えます。</p>
<p>小林主査</p>	<p>営農状況意向調査について</p> <p>資料「農地利用の最適化は3ステップで」をご覧ください。 8月10日に上越市で開催された研修会の資料から抜粋したものになります。これから農地利用の最適化を進めるにあたり、どのような活動をしていくか。 ステップ1：農地の現状把握、パトロールと農家の意向把握、個別訪問。 農地のパトロールは利用状況調査を皆さんに実施していただきまし</p>

	<p>た。調査等プラスして、今後、営農状況意向調査を委員会でも活動としてやっていきたいと考えています。</p> <p>近隣市は来月から、農地を10a以上所有している農家さんを対象に2年～3年にかけて実施すると聞いています。</p> <p>ステップ2：地域の話し合い活動を行う。</p> <p>年2回の地域農業懇談会でも農家さんの意向を踏まえた意見を持ち寄り地域の話し合いをしていただきたい。</p> <p>ステップ3：マッチング</p> <p>地域の出し手と受け手を結びつける活動をしていただきたい。と考えています。</p> <p>まずは、委員会でもステップ1の営農状況意向調査をどのようにしていくか。資料2ページご覧ください。</p> <p>こちらも上越市の研修会の内容で、宇都宮市農業委員会の例の資料：農業委員、推進委員の個別訪問による意向調査で農家の聞き取りを行う調査。</p> <p>資料3～6ページ：アンケート調査。</p> <p>アンケートは、現在能生地域で県の振興局が中心となって活動しており、藤崎地区が重点的にアンケート調査を行っています。</p> <p>農家さんの意向を把握する方法を今後どのようにしていくか。</p> <p>実施にあたり、地区ごとに農家数にかたよりのある等課題はありますが、皆さんに活動をして頂きたいということで、今後進めていきたいと考えています。皆さんのご意見をお聞かせください。</p>
<p>土澤委員 小林主査</p>	<p>アンケート調査はすでに中能生でも実施しています。</p> <p>中能生と藤崎は、県中心で進めていますが、それとは別に農業委員会全体として取り組みたいと考えています。</p> <p>農家さんに皆さんのお顔を覚えていただく意味でも個別訪問はいいかでしょうか。早川地区は件数が多く大変なので、重点地区を優先する方法等考えています。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>地域の農業のアンケートは大切。個別訪問は自分の集落はわかりますが、他の地区の把握はしかねるし、片山委員と二人では難しいので各地域の農区長の協力をもらう方向で状況把握をしていきたいです。</p>
<p>片山委員</p>	<p>早川地区で担い手農家が何軒か集まって今後の検討をしています。</p> <p>担い手農家も今後経営を発展していくには、農地を集約して合理的に</p>

	<p>作業、経営する課題を認識しています。</p> <p>今現在、各農家がばらばらに農地を借りているため、互いに入り混じっていて効率が悪い状況です。下早川地区は比較的ほ場整備が進んでいる緩傾斜地と、急傾斜地に分かれており、急傾斜地には担い手がいない状況です。受け手がいない中でアンケートをしてもあまり意味がないと考えます。下早川地区の緩傾斜の方では、ほ場整備後に大和川地区のように、担い手のブロック分けを考えなければならないし、ほ場整備していないところは、大規模農家同士が今持っている農地を交換するなど調整して、受け手側の体制づくりをきちんとしてからかと思えます。行政、農業委員会と地元が一緒になって体制づくりが必要と考えます。</p> <p>中山間地直接支払で、次期対策、多面的の方が来年から次期対策になりますし、中山間の方は再来年次期対策になります。今現在中山間、多面集落協定の役員さんが今後の耕作状況を掌握しているので、連携しながら取り組んでいます。各地区の状況とタイアップして、担い手の育成、農地調整等の問題を話し合っていけばよいのではないのでしょうか。</p>
松澤委員	<p>中山間地直接払いで集落協定をもっているのです、その中で進めた方がよいのではないのでしょうか。加入名簿リストで把握をしています。本部で集約してデータを取りたいのであれば実施するのも良いが、地元で把握するためであれば必要ないのではないのでしょうか。集落協定の方で、当然農業委員も入っていますので、そんな形で進めていきたいと思っています。</p>
小林主査	<p>中山間や、多面の組織で進めていく提案がありましたが、組織がないところをどうするか等、事務局でも検討し、皆さんにお示しできたらと思えます。</p>
議長	<p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>